

平成30年7月2日(月)より

「二級・木造建築士の登録等」及び「建築士事務所登録等」 の申請処理窓口が変わります。

今まで、山梨県(県土整備部建築住宅課及び出先建設事務所)に提出していた建築士法
に関する申請書等については、

◎二級建築士及び木造建築士の
登録、閲覧等に関する書類



(一社)山梨県建築士会

◎一級・二級・木造建築士事務所の
登録、閲覧等に関する書類



(一社)山梨県建築士事務所協会

に提出することとなります。

(注意) 指定に伴い、登録手数料の納入方法が変わります。

7月2日(月)より山梨県収入証紙による納付ではなく、それぞれの機関へ直接納入することになります。
詳しくは各機関にお問合せください。

○窓口について

	二級・木造建築士の登録に関する窓口	建築士事務所の登録に関する窓口
名称	一般社団法人山梨県建築士会	一般社団法人山梨県建築士事務所協会
事務所所在地 (提出窓口)	〒400-0031 甲府市丸の内1丁目14番19号 山梨県建設業協同組合会館1階	〒400-0031 甲府市丸の内1丁目14番19号 山梨県建設業協同組合会館2階
電話番号	055-233-5414	055-225-1251
実施業務	・二級・木造建築士免許登録(新規) ・二級・木造建築士免許証明書の書換え、再発行 ・二級・木造建築士の変更に関する届出 ・二級・木造建築士名簿閲覧事務 ・二級・木造建築士登録証明書発行	・建築士事務所登録(新規・更新) ・建築士事務所登録の変更届出提出 ・建築士事務所登録簿等の閲覧 ・建築士事務所登録証明書発行 ・設計等の業務に関する報告書提出

お問い合わせ

山梨県県土整備部建築住宅課建築防災担当 TEL055-223-1734